

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は児童手当に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町

公表日

令和7年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・児童手当法に基づき、児童手当認定請求受付、支給要件審査、所得要件審査及び支給区分決定を行い、認定及び却下に係る事務の処理を行っている。また、毎年6月に現況届の受付を行う。随時、出生・転入・住所変更等届出の受付を行う。・手当の支給は4月・6月・8月・10月・12月・2月に行う。・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。・窓口や郵送での書類の受け入れ、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。・郵送等での通知以外にマイナーポータルのお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	児童手当システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても職員複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、不要となった文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行い、該当する文書については、分けて梱包し職員自らが焼却処理場へ搬入及び廃棄するなど徹底する運用を図っている。これらの対策を講じているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	1特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	・児童手当法に基づき、児童手当認定請求受付、支給要件審査、所得要件審査及び支給区	・児童手当法に基づき、児童手当認定請求受付、支給要件審査、所得要件審査及び支給区	事前	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保
平成29年6月1日	1特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム、住民基本台帳システム、中間サーバー	児童手当システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康福祉課長 中野 悟	健康福祉課長 野村 政光	事後	①重要な変更当たらない。 組織変更による軽微な修正の
平成30年7月2日	II-1 対象人数	平成27年2月26日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
平成30年7月2日	II-1 取扱者数	平成27年2月26日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康福祉課長 野村 政光	健康福祉課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	II-1 対象人数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	II-1 取扱者数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	IV リスク対策	※項目無し	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年7月30日	II-1 対象人数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	II-1 取扱者数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和6年7月10日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	民生部 健康福祉課	民生部 子育て支援課	事後	①重要な変更当たらない。 組織変更による軽微な修正の
令和6年7月10日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康福祉課長	子育て支援課長	事後	①重要な変更当たらない。 組織変更による軽微な修正の
令和6年7月10日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111	子育て支援課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111	事後	①重要な変更当たらない。 組織変更による軽微な修正の
令和7年2月18日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	・手当の支給は6月・10月・2月に行う。	・手当の支給は4月・6月・8月・10月・12月・2月に行う。	事後	
令和7年2月18日	I-3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一(56の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表81の項	事後	
令和7年2月18日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7項 別表第二(74、75の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事後	
令和7年2月18日	II-1 対象人数	令和2年7月30日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	II-1 取扱者数	令和2年7月30日 時点	令和7年2月18日 時点	事後	
令和7年2月18日	IV-8 人手を介在させる作業	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更